

公文書不開示決定通知書

西資第66号
平成28年8月31日

鈴木規子 様

西尾市長 榊原 康



平成28年8月17日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、西尾市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項	西尾市方式PFI契約におけるSPCの株主名簿及び関係する文書一切
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	文書不存在のため
担当課等	資産経営戦略局 資産経営戦略課 電話 65-2156(直通)

この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、前記の審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。